平成29年度第５回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成２９年１０月３０日（月）午後６時15分～午後８時

■場　所　　大阪府新別館南館７階　審議会室

■出席者　　角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、竹内委員（五十音順）

■内　容

事務局　　　ただいまから、平成２９年度第５回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、５名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。（本日の配布資料の確認）

　　　　　　それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　　はい、よろしくお願いします。これまでかなり議論してきまして、一定、ＪＫビジネスは青少年にとって問題のある営業形態で何らかの対策が必要であるという共通認識にたって、まずは法的規制の必要性や内容について様々な観点から議論してきたところです。

前回までの議論で、大きな方向性は決まりましたので、今日は、その議論を振返りつつ、内容をご確認いただき、再検討の必要な項目等があれば、ご意見等を出していただきたいと思います。その後に、今後の啓発対策について議論していきたいと思います。

では、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局　　※これまでの議論を振り返るため、資料１（３枚もの）を各項目ごとに説明

併せて報告書素案（資料３）の内容についても説明

部会長　　　ありがとうございました。いま説明のありました資料１と資料３について、何かご意見等ございませんか。

委員　　　　今までの議論が非常によくまとまっているので、資料３の報告書案については、この方向性でいいと思いますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化していますので、また状況が変わった時には、このような議論が必要だと思っています。また、状況が変わった時にすぐに対応できるよう、私達大人も敏感になってアンテナを張っていなければいけないと思っています。

委員　　　　私も異論はないのですが、府内の営業実態を記載している箇所で、今回の規制で対象となる営業形態とそうでない営業形態と誤解を招かないような記載にした方がいいと思います。

事務局　　　承知しました。注釈を入れる等の対応をしたいと思います。

委員　　　　営業停止命令を行った店舗名等の公表については、飲食店等と違って、この業種は信用商売ではないと思いますので、あまり制裁効果も期待できず、意味がないのではないかという感想をもちました。それから、年齢知情の特則の対象違反行為に、青少年に対してビラを配る行為を対象に含めることは、過剰な規制ではないかと思います。街角で、道行く人に個別に年齢を聞いてビラを配るわけでもないので、現実的ではないと思います。

委員　　　　立入調査する際は、何をきっかけに立入調査することになるのか。営業している看板なのか、人づての噂なのか。

事務局　　　規制対象の営業形態である恐れがあって、営業として客を募る行為をしていれば、立入調査できるようにしたいと思っています。

委員　　　　資料１の勧誘行為に関する記載の箇所で、接客業務に従事するよう青少年に勧誘させるという意味なのか、第三者に対して青少年を勧誘させるという意味なのか、わかりにくい。客となるように青少年に勧誘させる部分も同じくわかりにくい記載になっているので修正した方がよいと思います。

　　　　　　ここの趣旨としては、青少年は依存度が高く、同調傾向にあるので、友達からの誘いを断りにくい傾向にある。そういう習性を巧みに利用して、青少年に対して友達も誘ってくるように、勧誘させる行為についても禁止にするということなので、それがわかるような書き方に修正していただきたいと思います。

事務局　　　わかりました。公開する際には修正します。

部会長　　　その他、ご意見ないですか。

ご意見ないようですので、次の議題に移りたいと思います。啓発対策について事務局からまず説明をお願いします。

事務局　　　※資料２により、「現行の主な取組」とこれまでの議論で委員から出された意見をまとめた「今後の啓発対策」について説明

委員　　　　これまで、高校生に対する意識アンケートやシンポジウムに関わってきて、高校生の実態に触れることができましたが、この問題は喫緊の課題だと思っています。具体的な危険性を伝える啓発教材が絶対に必要だと感じています。

　　　　　　特に、インターネットを通じてＪＫビジネスを知った子については、高額収入など条件の良いことばかりを目にするので惑わされやすい。インターネット上の甘言に惑わされず、しっかりと自分で判断できるような教育が必要で、そのための教材づくりが重要だと思います。ＪＫビジネスに関しては新しい課題なので、その問題点や危険性を伝える教材もないので、子ども達の心情に訴える動画を盛り込んだ教材づくりが、まずは必要ですね。

委員　　　　教育・啓発については、実効性があるのかどうかという観点から議論していかないといけないと思っています。青少年に対しては勿論、保護者にも教職員にも必要だと思っていますが、効果的に教育・啓発していこうと思えば、例えば、教職員研修をする際でも対象者を限定する必要がある。意識調査のクロス分析をみると、ネット・SNSやテレビや新聞でJKビジネスを知った子は勧誘されても断ると答えた者がほとんどだが、友達や勧誘（スカウト）で知った子は、働く事を肯定的に考えている子も多く出ていて、危なげな状態が垣間見える。危なげな状態の子の背景には、「お金のため」とか「条件が良い」とか、「みんながやっているから」等という意識が垣間見えるので、やはり貧困の問題が根底にあると思います。

こういう現状への課題としては、青少年はインターネットやSNSから情報を得ることが多いので、正確な情報収集能力を身に付けさせる必要がある。また、未熟さがあり、健全な判断能力が完全に身についていないことや青少年の心の中に将来への展望・進路がないことも課題としてあげられる。更には、大人社会の意識の低下がそのまま青少年に影響を与えているということも課題だろうと思っています。

　　　　　　　課題への対応としては、中高校生と併せて保護者への教育も必要。教職員への研修はピンポイントに生徒指導担当教員に対して行うことが効果的だと思います。今日は教育庁の担当者にも出席いただいていますので、何か意見があれば教えてもらいたい。生徒指導担当教員の会議が必ずあると思いますので、そういう場を是非利用してもらいたい。

他にも、府と府教育庁と府警察との三者で実施している学警連絡会も活用すべきでしょう。保護者に対しては、根本にある貧困という背景について共通の問題認識にあるだろうと思われることから、親学習や家庭教育支援等を担当している部署とも連携が必要だろうし、ＰＴＡ協議会を活用してピンポイントに研修する方法もあるでしょう。その他、男女共同参画事業を担当している部署等、庁内の関係機関としっかり連携して効果的に取組んでいただきたい。

啓発については、広く不特定多数に対して行うものと青少年を取り巻く指導員等の大人に対してピンポイント的に行うものと二種類あって、どちらも必要です。庁内の関係機関とよく連携して取組んで欲しいと思います。また、取組について市町村間に温度差が出ないようにご留意いただきたいとも思います。

委員　　　　さきほど、貧困との関係という話が出てきましたが、昔、1980年代から90年代の援助交際の問題の際には、ブランド物を買うために援助交際をしているというイメージがありましたが、ＪＫビジネスの場合も同じでしょうか。

委員　　　　状況はあまり変わっていないと思います。大阪府だけでなく他の地域でも女子高生にヒアリング調査をすると、ブランド物などの欲しいものを買うために、てっとり早く高収入を得られるＪＫビジネスで働くという傾向が見られます。ひとつ違う点は、親も容認しているという点。今は、高収入だからＪＫビジネスで働くことについては、親も否定しないという印象があります。

委員　　　　子ども達が働く背景として、直接的には「奨学金の返済のため」とか、「貧困のため」ということとは関係ないのではないですか。

委員　　　　いや、貧困の連鎖ではないかと思います。

委員　　　　奨学金を返すために高収入のＪＫビジネス等で働くというよりかは、奨学金を借りなければならない背景として貧困家庭というものがある。考えてみれば、バブルが崩壊して親の収入が下がってきた平成10年あたりからずっと親の給料は上がらない状態が続いているのに、子どもは大学まで行くのが当たり前になっていて教育費は高騰する一方。そのため、貧困家庭と言いますか経済的に苦しい家庭が増えてきているのではないかと思います。

　　　　　　そういう状況なので、今の青少年は高校時代から働き、携帯電話代も自分で払うというのが当たり前で、そのような状況で生活しているから、少しでも高いバイト代が必要となってくる。そういう意味からも、潜んでいるのは貧困問題だと思います。子ども達もお金があったらＪＫビジネス等で働こうと思わないと思います。意識としては悪い事だと認識はしていると思います。ただ、一度、高額なバイト代を手に入れたら、やはり感覚が麻痺していくと思います。

委員　　　　私も同感です。何かしらの形で貧困が背景にあって、その中で生活をし続けることによって感覚が麻痺した結果、「客も自分も納得していてWin-Winの関係」だという回答に繋がっているのではないかと思います。

　　　　　　今回、高校生に対して実施した意識調査をクロス分析したところ、「条件が良ければ働く」又は「働くかもしれない」と答えた者の割合は、テレビや新聞でＪＫビジネスを知ったという生徒の場合が６．５％。インターネットやＳＮＳで知った生徒の場合は１０．５％。友達から聞いた生徒の場合は１５．１％と高く、ＪＫビジネスを知ったきっかけによって働くことの意識に大きな差があることがわかりました。

　　　　　　　ここから何が言えるかというと、テレビや新聞等の報道でＪＫビジネスの危険性を知った生徒には、しっかりとＪＫビジネスの持つ危険性が伝わっているということ。正しい知識を伝えれば、子ども達もしっかりと自分で判断できるという根拠に、この結果はなり得ると思います。何が危険かという事を具体的にわかりやすく動画等を使って、示す必要があると思います。

委員　　　　ただ、新聞を読む高校生はもともと意識が高いと推測されることから、ＪＫビジネスで働くことについても否定的な回答が多いという見方もできます。府立高校９校からのサンプル数で、この結果をもって府内全体の高校生の実態を把握できているかという点については疑問が残るとは思います。ただ、教育や啓発はもちろん必要だと思います。

委員　　　　そうですね。シンポジウムに参加した高校生は、高校生になってからの教育では遅い、中学生から教えていく必要があると言っていました。そういう意味では、中学生から大人まで、見れば問題点や危険性を認識できる視覚に訴えた教材が必要だと思います。

委員　　　　ただ、学校現場で生徒に対して一律に教育していくことは、地域性とか様々な事情により、難しいのではないかと思います。しかし、保護者や生徒指導の教員に対しては、ＪＫビジネスに関する危険性を具体的な被害事例等を織り交ぜながら正しい情報提供をしていくことは絶対必要です。

委員　　　　子ども達に如何に葛藤させるかという視点も大事だと思います。昔、大阪府警だったと思いますが、府警が作成した「援助交際は犯罪です」というポスター、非常に効果的だったと思っています。ＪＫビジネスについても、18歳未満の青少年が働く事を条例で禁止していますということを明確に示すという事は重要だと思います。青少年が葛藤するための基準を示すということが非常に重要で、今後、子ども達に直接「ヤバイ」と感じさせる周知についても重要だと思います。

委員　　　　広く啓発するポスターも必要だし、深く青少年等に教えていく教材も必要だと思いますが、学校現場で使えるものにしないといけない。使える教材に仕上げることが重要。府が実施しているネット対策事業のＤＶＤ付き報告書に盛り込んでいくという手法、取捨選択できる方法で普及させていくことが有効ではないか。教育委員会としっかり協議してください。

部会長　　　教育・啓発については、なかなか難しい問題ですが、継続して実施していくことが大切だと思います。

そろそろ時間も迫ってきました。今日の議論で、特に、大きな方向性の修正等はございませんでしたので、特別部会については、本日を最後にしたいと思います。部会報告書については、今日いただいたご意見を踏まえて、私と事務局と調整をさせていただいて、審議会総会に報告する準備をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

司会　　　　園田部会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。これをもちまして大阪府青少年健全育成審議会第５回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。